

随意契約及び比較見積を徴取しない理由書

津波・高潮ステーション 海面高表示演出システム改良工事

本工事は、津波・高潮ステーションにおける、「原寸再現ジオラマ」に常設する、海面高表示演出システムの改良工事を行うものである。

「原寸再現ジオラマ」は、大阪に大きな被害を及ぼした3大台風と呼ばれる(1934年)室戸台風、(1950年)ジェーン台風、(1961年)第2室戸台風そして(2018年)台風第21号の4つの台風による浸水実績を原寸大で再現するジオラマである。

台風接近時の大阪湾 OP+3.0mを想定した床面から地盤沈下を起こした2m下を再現した状況になっており、高潮が来た際の備えである防潮堤の重要性を伝える展示物となっている。

当該ジオラマの照明設備である海面高表示演出システムは、平成21年の開館以来15年近く経過し、老朽化のため、来館者に伝えたい情報が表示できていない状態にある。放置すると、見学案内に支障をきたすおそれがあるため、今般、表示システムの改良を実施するものである。

工事実施にあたっては、高度に構築された設備の改修等を行うものであり、既存設備にかかる専門知識を含む設備全体の構造・設計等について十分に熟知していることが求められる。

以上を勘案すると、本工事を実施できるのは、平成19年度「一級河川木津川 津波高潮防災啓発展示物制作設置業務委託」により、展示物制作設置業務を実施した株式会社乃村工藝社以外にその能力を有する者がいない。

なお、株式会社乃村工藝社は、その専門的・技術的に高度な対応を必要とする映像システムやメカニカル展示演出装置の設計製作及び保守点検業務を専門的に取り扱うために、平成7年に100%出資子会社としてノムラテクノ株式会社を設立し、さらに令和4年3月にノムラテクノ株式会社が他2社と合併し、株式会社ノムラメディアスが現在同業務を引き継いでいる。

したがって、本工事を履行できるのは展示物制作設置業務を現在引き継いでいる株式会社ノムラメディアス大阪事業所以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。